

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十五年九月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 香芝市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町及び北葛城郡王寺町の各一部
- 三 測量の期間 平成二十五年七月二十六日から平成二十六年一月三十一日まで